

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和7年8月5日（火）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請に対する許可決定について

第 3 議案 第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 4 議案 第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和7年8月5日(水)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 5番 稗苗 史絵

6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

10番 大崎 章博 11番 高橋 順子

13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 1名

4番 上樂 晃

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名

上中島地区 村崎 信明 道下地区 松本 謙介

経田地区 南塚 英雄

7. 議事録署名委員

7番 宮坂 博一 9番 住田 賀津彦

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和7年度6月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、7番宮坂委員、9番住田委員にお願いいた

します。

議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が98.00 m²です。

【議案第20号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第20号は決定いたします。

議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目をご覧ください。今月の申請は3件ございます。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,291.00㎡です。

【議案第21号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 上中島地区担当確認委員の上樂委員より意見伺っておりまして、申請のとおりであり許可妥当と考える、とのことです。

8番： 事務局の説明にあったとおりです。

10番： 事務局の説明にあったとおりです。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第21号は意見決定いたします。

議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全6件、30筆、29,689 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第22号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農地パトロールについて
・視察研修について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時30分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第20号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、農地の前所有者が亡くなり、相続する者がいなかったため、相続財産管理人となった譲渡人が、従前から申請地を借り受けて耕作していた譲受人に農地の所有権を移転するものである。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、7月23日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、農地集団規模が20h以上の一団の農地でかつ土地改良事業実施区域にあるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は子の出生及び成長を踏まえ、夫の勤務地近くにて住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、ローン申込手続案内を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、隣接宅地と申請に係る農地とを一体として申請に係る事業の目的に利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接宅地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、近隣へ被害が及ばぬよう十分配慮されます。 生活雑排水は公共の下水道施設を利用されます。 雨水は近く用の悪水路へ排出されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号2番
(賃借権設定)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は農地集団規模が20h以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は農業用倉庫です。		
転用目的	譲受人は、約5年前よりそれまで父が耕作してきた田を引き継ぎ耕作を始め、耕作面積を年々増加させてきた。その間に農業車両を大型化したことや資機材が増加していることから既存の施設では作業に支障が出てきている。このことから既存施設と隣接した敷地に農業用車両格納庫を設ける計画です。		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物（水路）がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は農業用施設用地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、農業用施設用地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活排水は発生せず、雨水については自然浸透及び勾配により南側水路へ排水する。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は都市計画法に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）の農地であるため、第3種農地と判断しました。転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人はあいの風とやま鉄道の魚津駅へアクセスがよく、用途地域（第一種中高層住居専用地域）に位置する申請地において、宅地分譲地とし主にハウスメーカーを対象に売り出す計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資可能証明及び融資元の残高証明を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は宅地分譲地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、土地計画法に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）での宅地分譲地への農地転用であり許可妥当と考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	周囲にコンクリート擁壁を設置し、付近に損害等が及ばぬよう十分配慮されます。 生活雑排水は公共下水道へ、雨水は既存排水路へ排出させることとし、周囲に損害等が及ばぬよう配慮されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		